

# 長野県相撲連盟 ジュニア（小中学生）育成基本方針

- 相撲の稽古をすることによって、心身ともに健全で豊かな相撲を愛する子どもを育てる。
- 地域の子どもは地域で育て、地域に相撲を根付かせ、強化普及を図る。
- 県のジュニア強化練習を軸に、県全体で競技力の向上を図る。

## ☆ 相撲人としての心構え

- 一 相撲を愛し、相撲の魅力を伝えるために、自発的に行う。
- 一 競技規則はもとより、所属する相撲連盟の規則を遵守する。
- 一 礼節を重んじ、常に他者を尊重し、感謝の心を持つ。
- 一 相撲を行うことによって、自らの物質的な利益を求めない。
- 一 相撲によって得た名声を、自ら利用しない。

## ☆ 指導者としてのあり方

- 一 常に相撲人としての心構えと自覚を持ち、社会人としての責任を果たさなければならない。
- 一 自らの指導法のみにとらわれることなく、他者から学ぶ姿勢と研究心を持ち、相撲の技量の向上に努めなければならない。
- 一 目先の勝負のみにこだわることなく、子どもの発達段階に応じた指導を心がけなくてはならない。
- 一 一人一人の子どもの良さを認め、個性を引き出し、子どもの可能性を伸ばす指導を心がけなくてはならない。
- 一 一人一人の子どもが相撲を通じて幸福で豊かな生活を営むため、暴力による指導は絶対に行わない。

## ☆ 育成する子ども姿

- 一 相撲を楽しみ、相撲を好きになり、長く相撲に親しんでいける子ども。
- 一 規則やルールを守り、フェアプレーの精神に基づき競技できる子ども。
- 一 目先の勝負のみにこだわることなく、正々堂々勝負を挑み、全力を尽くしたことに喜びを感じられる子ども。
- 一 あいさつ、礼儀を大切にでき、他者を思いやる心と相撲ができることへの感謝の気持ちを持てる子ども。

## ☆ クラブの設立及び県外大会（県連が主催する大会が予選会になっている大会）への派遣について

### ・クラブの公認について

次のクラブを本連盟はクラブとして認めるものとする。

- ① 各地区相撲連盟の傘下にあるクラブ
- ② 代表者が長野県相撲連盟の会員であるクラブ

### ・県外大会への派遣について

長野県相撲連盟が認めたクラブ、個人を県代表として派遣する。

平成 19 年 3 月 4 日

平成 25 年 3 月 31 日一部改正